

【刑事訴訟法】

〔問題1〕

刑事訴訟法319条2項が、「被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。」と規定する趣旨を説明したうえで、共犯者の自白に補強証拠が必要か否かについて、論じなさい。

〔問題2〕

以下の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

A警察署のP警察官らは、××会系△組構成員の甲が自宅マンションを拠点として覚せい剤の密売をしているとの情報を得たため、内偵捜査を進めたところ、甲がB市の暴力団関係者Cから仕入れては、複数の常連客に覚せい剤を売りさばっている疑いが判明した。P警察官は、内偵捜査の結果を疎明資料として、覚せい剤取締法違反被疑事件につき、捜索場所を、甲が内縁関係にある乙と居住する「Dマンション308号室甲方居室」、差し押さえるべき物を「覚せい剤、覚せい剤使用器具類、覚せい剤計量器具類、覚せい剤取引関係文書・手帳・メモ類」とする捜索差押許可状の発付を受けた。

平成30年5月20日午前9時ころ、Pら6名の警察官は、上記甲方居室へ赴いた。証拠隠滅工作を防ぐため、在室者がその玄関扉を開けたときに入室して捜索を実行すべく308号室付近の物陰で張り込みを続けていたところ、午前9時15分ころ、乙が外出しようとして308号室の玄関扉を開け、顔を出して室外の様子をうかがうような態度を示したので、P警察官らは、すかさず走り寄って、玄関前において「警察だ。令状によって捜索に来た。」と乙に告げて令状を呈示したうえで、室内に入り込み、在室していた甲にも令状を示して捜索を開始した。まず、外出しようとしてボストンバッグを携帯していた乙に対して、P警察官は再三にわたりボストンバッグを任意提出するように求めたが、乙がこれを拒否してボストンバッグを抱え込んだので、P警察官は、①乙からボストンバッグを取り上げてその中を捜索したところ、中には、婦人用の衣類のほかに、チャック付きビニール袋に入った覚せい剤1袋が入っていた。

さらに捜索を続けていると、午前10時ころ、甲方に、宅配業者が来訪し宅配伝票の荷送人欄にはCの氏名が記載されており荷受人欄には甲の氏名が記載された荷物が配達され、宅配業者は「甲さん宛の宅配です。ここに受領のサ

インをお願いします」と申し向けたところ、甲は、玄関で、受取伝票に署名してこれを受け取った。P警察官は、甲に対して「中身を確認したいから開封してもらえないか。」と言って自分で開封するように何度も説得したが、甲は「開封したくない」と開封を拒んだ。そこで、P警察官は、「荷物の中身を確認する必要があるから、開けるよ」といって、②配達された荷物を開封して中身を確認したところ、覚せい剤様の白色粉末が均質に詰められた長方形のビニール袋が3個発見された。

【設問】

下線部①及び②の捜査の適法性について論じなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、〔問題1〕、〔問題2〕と見出しをつけて記入しなさい。